

盛岡市通所サービス手数料の改正について

平成30年 8月17日

保 健 福 祉 部

1 改正の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の改正に伴い、市が提供する法第8条第7項に規定する通所介護及び同条第17項に規定する地域密着型通所介護に準じて行う福祉サービス（以下「通所サービス」という。）の手数料の額について改正を行うものである。

2 改正の内容

法及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の改正により、介護サービスに係る費用について、一定以上の所得を有する利用者の負担割合を3割とされたことに準じ、市が行う通所サービスの手数料の額についても同様に改正するものである。

表1：サービスに要する費用の利用者負担割合

本人の 合計所得金額	世帯（65歳以上の世帯員）の 年金収入＋その他の合計所得金額		負担割合	
			改正前	改正後
220万円以上	単身	340万円以上	2割	3割
	2人以上	463万円以上		
	単身	280万円以上 340万円未満		2割
	2人以上	346万円以上 463万円未満		
160万円以上 220万円未満	単身	280万円以上	2割	
	2人以上	346万円以上		
上記以外の者			1割	1割

※生活保護受給者、中国残留邦人等への支援給付を受けている者と同一世帯に属する者は無料

3 今後の進め方

盛岡市通所サービス手数料条例の一部を改正する条例を平成30年9月市議会定例会に提案し、平成30年10月1日施行予定。

4 参考

表 2 : 算定後の手数料の額

施設の種類	1 割負担	2 割負担	3 割負担
通常規模型の施設	468 円/回	936 円/回	1,404 円/回
地域密着型の施設	542 円/回	1,084 円/回	1,626 円/回
大規模型 (I) の施設	450 円/回	900 円/回	1,350 円/回
大規模型 (II) の施設	435 円/回	870 円/回	1,305 円/回